

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

平成24年4月1日制定

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人国際人材協力機構（以下「本機構」という。）の定款第13条及び第30条の規定に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次の各号のとおりとする。

- (1) 理事及び監事を役員といい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 理事のうち本機構を主たる勤務場所とする者を、常勤役員という。
- (3) 役員のうち常勤役員以外の者を、非常勤役員という。
- (4) 認定法第5条13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金を、報酬等という。
- (5) 職務の遂行に伴い発生する交通費、日当、旅費（宿泊費を含む。）、通勤手当等の経費を、費用という。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の職務執行の対価として、報酬等を支給できるものとする。

- 2 常勤役員には、定例役員報酬、特別調整手当及び賞与を支給する。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ、第8条に規定する退職慰労金を支給することができる。
- 4 非常勤役員及び評議員には、報酬等として、理事会又は評議員会への出席の都度1回2万円を支給する。

(定例役員報酬の額)

第4条 定例役員報酬の月額（別表）常勤役員俸給表のとおりとし、各々の役員の役職級は理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(特別調整手当の額)

第5条 特別調整手当の月額は、定例役員報酬の月額に100分の12を乗じて得た額とする。

(賞与の額及び支給時期)

第6条 賞与は、定例役員報酬の月額及び特別調整手当の月額並びに定例役員報酬の月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に次の支給割合を乗じて得た額を、原則として、

6月、12月に支給する。

6月	100分の147		
12月	100分の148	計	100分の295

(定例役員報酬、特別調整手当及び賞与の支給に関する詳細)

第7条 定例役員報酬、特別調整手当及び賞与の支給日、支給方法並びに報酬等より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とした給与規程（以下「給与規程」という。）に準じる。

(退職慰労金の支給)

第8条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 退職慰労金の額は、在職1月につき、役員が退任した日におけるその者の定例役員報酬の月額に100分の12.5を乗じて得た額の範囲内とし、理事長が理事会の承認を得て決定する。

(費用)

第9条 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準じる。

(公表)

第10条 本機構は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改定)

第11条 この規程の改定は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(別表) 常勤役員俸給表

役職級	月額
1級	949,800円
2級	901,500円
3級	853,200円
4級	804,900円